⑶　過去適用事業年度（法第53条第42項に規定する過去適用事業年度をいう。以下⑶において同じ。）の同項に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第７号の２様式及び同様式別表１から別表６までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額（同条第39項に規定する税額控除額をいう。）の控除に関する事項を記載した同様式及び同様式別表１から別表６までの明細書を添付すること。	［新設］
３　（その２）の記載に当たっては、次によること。	３　（その２）の記載に当たっては、次によること。
⑴　「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。	⑴　「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第53条第43項及び第321条の８第43項の規定の適用を受ける場合には「（⑤－①）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。
㈠　通算法人の対象事業年度（法第53条第42項及び第321条の８第42項に規定する対象事業年度をいう。㈡及び⑵㈠において同じ。）について法第53条第44項及び第321条の８第44項の規定の適用を受ける場合（㈡に規定する既に修正申告等があった場合を除く。）には、「（⑤－①）又は」を抹消すること。	［新設］
㈡　既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項及び第321条の８第45項の規定を適用して法第53条第34項及び第321条の８第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第１項若しくは第３項及び第321条の11第１項若しくは第３項の規定による更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第53条第44項及び第321条の８第44項の規定の適用を受けるとき（以下３において「既に修正申告等があった場合」という。）は、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの（⑵㈡において「直近修正申告書等」という。）に基づき「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の金額として計算される金額を記載すること。	
㈢　㈠に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。	
⑵　「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。	⑵　「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第53条第43項及び第321条の８第43項の規定の適用を受ける場合には「（①－⑤）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。
㈠　通算法人の対象事業年度について法第53条第44項及び第321条の８第44項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除く。）には、「（①－⑤）又は」を抹消すること。	［新設］
㈡　既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の金額として計算される金額を記載すること。	
㈢　㈠に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。	
⑶　過去適用事業年度（法第53条第42項及び第321条の８第42項に規定する過去適用事業年度をいう。以下⑶において同じ。）のこれらの規定に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第７号の２様式（その２）及び同様式別表１から別表６（その２）までの明細書又は第７号の２様式（その１）及び同様式別表１から別表６（その１）まで並びに第20号の４様式及び同様式別表１から別表６までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額（法第53条第39項及び第321条の８第39項に規定する税額控除額をいう。）	［新設］